

運賃改定実施による労働条件の改善状況

宮崎県では令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を行いました。以下のとおり、タクシー乗務員の労働条件の改善状況を公表します。

なお、今回の公表は、コロナ禍の影響を鑑み、フォローアップ対象期間を令和3年10月～令和4年3月、実績比較対象期間を平成30年10月～平成31年3月としています。

1. 運賃を改定した事業者数（会員数）

36社

2. 平均増収率

-29.3%

（算式）フォローアップ対象期間の営業収入÷実績比較対象期間の営業収入×100-100

3. 一般運転手に係る運転者1人平均賃金改善率

-5.5%

実績比較対象期間	フォローアップ対象期間
184,912円	174,779円

4. 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満
9.7%	6.5%	6.5%	3.2%	6.5%	22.5%	45.1%

（注）賃金改善率は、次の算式により算出

$$\left\{ \frac{\text{一般運転者に係るフォローアップ対象期間の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る実績比較対象期間の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right\} - 100$$

5. 営業収入に占める賃金支給率の変動状況

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	95%以上 96%未満	95%未満
54.8%	9.7%	9.7%	3.2%	3.2%	6.5%	12.9%

（注）賃金改善率は、次の算式により算出

$$\frac{\text{全運転者に係るフォローアップ期間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る実績比較対象期間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6. その他

(1) 労働者負担の軽減	- 社
・労働者負担を全て廃止した事業者数	- 社
・労働者負担の一部を廃止した事業者数	- 社
・労働者負担の一部を廃止、一部を軽減した事業者数	- 社
・労働者負担の一部を軽減した事業者数	- 社
・一切変更のない事業者数	36 社

宮崎県では、本運賃改定以前から労働者負担制度を採用している事業者なし

(2) その他

・ユニバーサルドライバー研修の実施	6 社
-------------------	-----

総 評

運賃改定とほぼ同時期に新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、タクシーの利用が大きく減少し、－29.3%の減収という結果になった。

また、一般運転者に係る一人当たりの平均賃金も－5.5%の低下となっているものの、多くの事業者では賃金支給率は運賃改定以前よりも改善しており、雇用調整助成金等の支援金を活用しながら事業継続を行っている。

今後も長引く新型コロナウイルスの感染拡大及び燃料費の高騰が長期化するなど先行きは不透明であり、事業者として新たな打開策を模索する必要がある。